

傷病手当金の支給要件

傷病手当金は、労働力の早期回復を図ることをその主目的の1つとしています。労働力の早期回復を図るためには、休業をして療養に専念する必要があります。この場合、収入の喪失 または減少をきたすことになるため、被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた公的な制度であり、給付の目的となっています。

傷病手当金を受けるための支給要件

- 1 業務外の事由による病気やケガであること
 - 健康保険で診療を受けられない美容整形や審美歯科等は支給対象外です。
- 2 病気やケガの療養で労務不能であること
 - 医師の意見を基に被保険者の仕事内容等を加味して保険者が行います。
- 3 連続する3日間（待期期間）を含み4日以上仕事を休んでいること
 - 待期期間は傷病手当金の支給はありません。
また、**初日が早退の場合のみ「待期」に含めることが可能**です。
- 4 休んでいる期間に給与の支払いがないこと
 - 傷病手当金の日額と給与の額を比較し、傷病手当金の金額より少ないときは差額が支給されます

健康保険法

第99条（傷病手当金）

被保険者（任意継続被保険者を除く。第百二条第一項において同じ。）が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して三日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。